

平成20年第4回

かすみがうら市議会定例会会議録 第2号

---

平成20年12月3日(水曜日)午前10時01分 開 議

---

出席議員

1 番	古 橋 智 樹 君	11 番	矢 口 龍 人 君
2 番	小松崎 誠 君	12 番	和 田 正 美 君
3 番	加 固 豊 治 君	13 番	藤 井 裕 一 君
4 番	古 川 誠 一 君	14 番	矢 口 栄 造 君
5 番	井 坂 悦 司 君	15 番	桂 木 庸 雄 君
6 番	佐 藤 文 雄 君	16 番	関 利 夫 君
7 番	中 根 光 男 君	17 番	圓城寺 正道 君
8 番	鈴 木 良 道 君	18 番	栗 山 千 勝 君
9 番	石 井 幸 雄 君	19 番	山 内 庄兵衛 君
10 番	小座野 定 信 君	20 番	廣 瀬 義 彰 君

---

欠席議員 な し

---

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長	飯 嶋 博 君
副 市 長	圓城寺 和 則 君	土 木 部 長	菅 谷 憲 一 君
教 育 長	大 竹 三千代 君	会 計 管 理 者	坂 本 裕 司 君
市長公室長	塚 野 勇 君	消 防 長	岡 崎 勉 君
総 務 部 長	山 中 修 一 君	教 育 部 長	久保田 治 嗣 君
市 民 部 長	横 瀬 典 生 君	水 道 事 務 所 長	川 島 祐 司 君
保健福祉部長	武 田 芳 樹 君	農業委員会事務局長	板 橋 信 雄 君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡 良 一
〃	係 長	乾 文 彦
〃	主 任	坂 本 敏 子

---

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 古 橋 智 樹 議員
- (2) 井 坂 悦 司 議員
- (3) 桂 木 庸 雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 井坂悦司 議員
- (3) 桂木庸雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
(1)	古橋智樹	1. 税源移譲による活性奨励策は2期ベースで創出させることについて
		2. 当市赤字財政見通しから次なる市町村合併による破綻回避と実用的広域化によるまちづくり活性視野について
		3. 国保税だけの資産割と固定資産税等との二重課税の認識について
		4. 神立停車場線の年次段階整備に伴う収税効果の認識について
		5. 土浦市に倣い夜間と休日の開庁日を一部設定することについて
		6. 住居表示地区拡大による市街化形成の長期的整備視野について
		7. 団塊世代二地域居住の農村体験ニーズ対応における霞ヶ浦地区活性について
		8. つくばファーム悪臭の責任である汚染者負担原則(PPP)の履行について
		9. 学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思について
		10. 市長反問権を具える議会基本条例について
		11. 財務規則等の常用規則・訓令及び告示要項の合理性の定期調査について
		12. 分庁舎運用における住民サービス向上及び経常費用合理化策の検討状況について
		13. 役所内システムにおけるクライアント操作のストレス状況について
(2)	井坂悦司	1. 新市建設計画の検証と行政改革について
		2. 小・中学校の再編改築計画について
		3. 下水道整備検証結果と今後の整備方針について
		4. 合併特例債事業である常磐線をまたぐ跨線橋の具体化について
		5. 霞ヶ浦水産資源の確保育成について
		6. 遊休農地の有効利用と特産化対策について
(3)	桂木庸雄	1. 国民健康保険税の滞納対策と保険料について
		2. 介護保険料の見直しと保険料の軽減対策について
		3. 高額介護合算療養費について
		4. 保育所保育指針と保育の状況について
		5. 食の安全と学校給食について
		6. 小中学校の学力テストの結果に対する取扱いについて

○議長（矢口栄造君）

おはようございます。昨日に引き続き大変ご苦労さまでございます。

ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、20名で会議の定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（矢口栄造君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

おはようございます。

それでは平成20年第4回定例会一般質問にあたり先の通告にしたがいまして質問いたします。

まず初めに、税源移譲による活性奨励策は2期ベースで創出させることについて伺います。

年度内の短期間では活用できないとの前回答弁がございましたが、当方は年度内のフロー循環のみで質問したのではなく、当該事業の創立初年度は予算を補填し、翌年度より税収を得るとして提言いたしました。企業が新たな設備をもとに補助を申請するのであれば、当市の支出が伴う翌年の償却資産税として循環が創出できるという仕組みであります。企業が新たな融資を受け導入した設備及び法人の固定資産に対し、償却資産の償却方法、耐用年数に応じた償却資産税の免除率及び固定資産税の減免により売上げ、留保資金の確保へ資し、法人税、法人2税、法人市民税として、さらには市民の雇用も加え、これら還元されることを踏まえて減免を行った場合、それでもなお、税収の活性手段としてまちづくりへの活用はできず、当市としては対応不可能であるのか、答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

続きまして、当市赤字財政見通しから次なる市町村合併による破綻回避と実用的広域化によるまちづくり活性視野について、将来負担費比率の値が、早期健全化のボーダーラインを超えなくとも県内において当市の財政の内容が良くないことは事実であります。財政の将来の見通しの改善具体策として歳入及び税収計画や行政改革に留まらない合理化計画が示せないのであるなら、次なる合理化合併が市民のためでもあります。当市は市民のコンセンサスを一方的に待ち続けることで中期的なまちづくりを創出できる地域環境はないと存じます。このことからつくば市や土浦市などに広域に跨る合理的幹線の整備や当市の特性である湖岸や果樹栽培等が広域化により需要の隔てをなくして活性させられる可能性も広がるものと存じますが、市長の考えをお伺いします。

次に、国保税だけの資産割と固定資産税等との二重課税の認識について質問いたします。

応益割と応能割の比率を1対1の指針にもとづきたいとの答弁がございましたが、国保加入者

の国保税における資産割と固定資産税の二重課税ともする課税割合を是正されるのは、いつになるのか、認識を改めまして答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、神立停車場線の年次段階整備に伴う税收効果の認識について質問いたします。

神立駅前西口区画整理事業化までには権利者同意が今一步のところまで及んでおりますが、都市計画道路神立停車場線は駅前区画整理事業に伴う整備との従来の答弁見解であります。旧町より路線買収が4割超までに至ることと路線価の引き続く下落も踏まえ、既存市道への通過可能な形態で段階的な路線整備に及ぶことができましたら、第1種中高層住居指定地区の活用も可能となり周辺地区の開発により以後、市内随一の地域税收路線として直結するものと存じますが都市計画道路神立停車場線の税收効果の認識について答弁の主文を冒頭に考えをお伺いします。

次に、土浦市に倣い夜間と休日の開庁日を一部設定することについて質問いたします。

土浦市では土日祝祭日及び夜間の一部開庁を行っているとのことですが、本市としての対応を答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、住居表示地区拡大による市街化形成の長期的整備視野について質問いたします。

下稲吉地区表示における戸数の増加は市内随一であります。長期的な視野により総合計画に基づく田園都市化により地域振興基金を財源としたソフト事業計画枠も想定して、下稲吉及び穴倉地区一部の住居表示を行った場合のメリットを踏まえまして、答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、団塊世代二地域居住の農村体験ニーズ対応における霞ヶ浦地区活性について質問いたします。

1つ目に関東農政局による広域連携共生・対流等対策交付金事業は、全国の第1次産業の確保と食料自給率、団塊世代の退職、地域の田園都市化の活性化事業として団塊世代二地域居住の農村体験ニーズ対応として全国各地で取り組みが見受けられます。しかしながら本市霞ヶ浦地区中心にソフト事業の拠点がないため、検討中であった常磐線を越す跨線橋は単なる通過道路として税金に結びつく付帯地域活性化策が講じられておらず、起工後の財源を充当する見通しも具体化されない状況に、田園都市化をめざす本市として霞ヶ浦地区中心の農業を基盤とした活性化策を答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

2つ目として、JA土浦農協、JA千代田農協という2つの農業施設の隔てと保育所建造物の跡利用を補完する役目も担い、当該交付金事業を営利として追求することが、活性化のバロメーターでもあります。さらには本市ブランド化事業の推進として、またさらには職員のバランスシートによる民間営利事業としてのスキルアップの機会となるものでもあります。本市に農業の有識者を集めて農業公社を設立することについて答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、つくばファーム悪臭の責任である汚染者負担原則(PPP)の履行について質問いたします。

確信犯の極みとも目されるつくばファームの鶏糞による悪臭は、半径3キロ、4キロまでの範囲に公害をもたらしております。つくばファーム自体も悪臭による被害を認めておりますが、先般の悪臭改善の紳士協定が速やかな対応の弊害となっていることも事実であります。この紳士協定の取り交わしを改め、汚染者負担の原則、polluter pays principleを明記させ、これまでと今後の悪臭にかかる損害賠償と公共経費負担を履行させる必要があると存じますが、答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思について質問いたしま

す。

1 つ目に、本市において全国小中学校一斉テストの公表を曖昧としていることを一例に、本市の教育ビジョンは議会において意思表示が皆無であります。具体的な教育振興事業の基となる財源は喫緊の財政状況であっても捻出しなければならない本市の役割がございます。学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思について、郷土愛を育む本市教育の中、長期の教育振興計画の指針として答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

2 つ目に、中学生の生徒数は約 1,200 人、小学生の児童数は約 2,500 人で各校舎の許容範囲内であるため、粗方、人数により各学校の管理費が変動する規模ではないと推察するものであります。生徒数と児童数の比率が 1 対 2 に対し、学校管理費も概ね同比率であります。しかし、校舎数の比率が、中学校 1 に対し小学校 3 倍以上であることから、学校統廃合を皆目実施する意思が無いのであれば、中学校学校管理費を部活動等の設備を考慮してもさらに圧縮することが可能とも解されますが、答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

続きまして、市長反問権を具える議会基本条例について質問いたします。

現在、本市議会特別委員会において政治倫理条例が審議されていますが、憲法の 3 大義務など規範上位法の原則は除きながらも市議会自体の改善ではなく本市議会議員の資質と活動が制約される原案となっています。そこで、地方自治法だけに依存しないさらには政治倫理条例も含めた地方議会の根拠法として昨今全国の市町村議会で設けられ始めている議会基本条例が存在しております。この議会基本条例には、市長の反問権を具える前例もありますが、本市における市長の見解について答弁の主文を冒頭に考えをお伺いいたします。

次に、財務規則等の常用規則・訓令及び告示要項の合理性の定期調査について質問いたします。

議決が関わらない規則や訓令等の現行性を担当部課長から担当者まで主張することが、議会の他通常の議員活動でも見受けられます。その対応には議会における多数の提言をもとに改善及び検討する姿勢と制度が不在であります。業務の P D C A サイクルとして法令改正が適用されるよう、合理性の定期調査整備を制度として設ける意思はあるのか、否か答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、分庁舎運用における住民サービス向上及び経常費用合理化策の検討状況について質問いたします。

霞ヶ浦新庁舎建設事業が進む最中、庁舎間の住民と職員の往来について、窓口業務の改善や公用車の利用条件整備などの規則訓令の法令の見直し状況、経常費を合理化する等、コストとレスポンス低下を抑えるフラッシュ画像によるテレビ会議の実施や検討など状況について答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

次に、役所内システムにおけるクライアント操作のストレス状況について質問いたします。

茨城計算センターの財務会計システムなど、操作実行におけるプログラム量により職員の操作待機時間が大きなロスと見受けられます。財務規則の見直し、システムの見直し、システム請負業者の見直し等を例に、年数の経過とともに開発されるシステムの見直し検討制度について答弁の主文を冒頭に考えを伺います。

以上、私からの第 1 回目の質問といたします。

○議長（矢口栄造君）

答弁を求めます。市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、税源移譲による活性化策についての質問にお答えいたします。

企業の活性化策については、前回の第3回定例会でもご質問いただきましたが、一般的に企業誘導策として税の減免等、優遇策を講じる場合、3年または5年間とか数箇年の措置が多いようでありまして、したがって、この間の企業からの税収につきましては、一定額について減収となりますが、地元市民の雇用拡大などによる効果、さらには減免期間後における税収効果や土地利用拡大に伴う地域活性化などに着目をし、多くの自治体で取り組んでいるところでございます。

なお、通常の減免に伴う減収につきましては、自治体独自の対応となりますが、国の地域活性化策のひとつであります企業立地促進法に沿った地域産業活性化協議会の設立や、基本計画の策定、さらには事業者の企業立地計画、または事業高度化の申請に対する県の承認などの対応を図ることにより、立地企業に対するさまざまな支援措置が講じられる制度がありますので、現在、隣接の石岡市と連携し、この制度活用に向けた取り組みを進めているところであります。本市の地理的条件や交通利便性を背景に、企業誘導や産業振興に向けて、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の次なる市町村合併と広域化によるまちづくりにつきましてお答えをいたします。

先に開催されました合併特例債事業等主要事業調査特別委員会において、本市の長期財政見込みをお示ししたところでありますが、地方交付税の減少とともに、税収の伸びも大きく見込めないことから、今後の財政環境はますます厳しさを増すと予測しております。このような状況にありながらも、行財政改革を進め、自立できる自治体をめざして鋭意努力しているところでございます。そのような中、広域に目を転じてみれば、本市が位置する県南地域につきましては、平坦な地形が多く可住地面積も広く、また、気候も温暖で自然環境に恵まれ、農業をはじめ産業活動も活発で、たいへん住みやすい地域であります。交通ネットワークについても、JRやつくばエクスプレス、常磐高速道路とともに広域幹線道路を始めとする新しい道路の整備が進められており、ますます地域間の距離が近づいてきていることを感じております。

また、本市が他に誇れる霞ヶ浦と水産加工品、種類に富む果樹をはじめとするさまざまな特産物などの地域資源は、大きな優位性を持っており、広い地域を結びつけるための貴重な要素になり得ると思われまして。このような状況を通して、広域的に地域の結びつきが強まっていくことで、いわゆるまちも広がっていきけるのではないかとこのように考えているところであります。しかしながら、行政の広域化から自治体の合併へと進んでいくためには、性急に事を進めるのではなく、それ相応の熟成期間を保つことがたいへん重要になってまいります。現在は、新しいまちづくりへの取り組み途中でありますので、当面の諸課題への対応を最優先に行政運営を進めていきたいと思っております。その次の段階になるであろうと思っておりますが、将来の方向性につきましては、以前にもお話しましたように、土浦、つくば、また、さらに広域化になるであろうと考えております。

3点目の、国保税の課税割合、並びに4点目の神立停車場線整備と税収効果につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の、夜間と休日の開庁についてお答えをいたします。

休日・夜間の開庁に伴う住民サービスの拡充策につきましては、行政改革推進の一環として、そのあり方につきまして、検討中であります。霞ヶ浦庁舎の移転整備に伴う事務体制の整備などとの関連もあり、現時点で具体策まで至っておりませんが、市民窓口を中心とした対応でよいのか、各種相談業務までのニーズに対応すべきかなど、検討課題もありますが、わたしの姿勢として、早期に方向性を出したいと考えております。

6点目の、住居表示の関係について、お答えいたします。

住居表示は、地番に基づいた住所を住居表示に関する法律にもとづき、だれにでもわかりやすい住居の表し方に変える方法で、訪問者が目的の建物を探すことが容易になるほか、郵便・宅配物の配達、救急車・消防自動車等の緊急車両が早く目的地を特定することができるようになる等のメリットがあります。ご承知のとおり住居表示につきましては、現在、稲吉、稲吉東、稲吉南の三街区が整備されているところであります。

ご質問の住居表示地区の拡大についてであります。住居表示に関する法律に基づいて行う住居表示につきましては、現在場所を一定の方法に従って表示する制度であるため、一定の街区が形成されている地区で、人口、家屋の密度など街区の成熟度を勘案して実施する必要があります。併せて、住居表示整備事業につきましては、対象地区の住民の皆様から十分な意見を聞きながら合意形成を図っていく必要がありますので、住居表示実施に当たりましては費用対効果を十分検討し、整備のあり方、整備対象地区設定の適否、年次整備計画等につきまして基本的方向性について検討してまいりたいと考えております。

7点目の、農村体験ニーズ対応による霞ヶ浦地区活性化につきましてお答えいたします。

広域連携を踏まえ、都市と農山漁村の共生・対流による人・もの・情報の行き来を活発にすることは、都市住民との交流を通じた地域振興策として、重要な取り組みであると認識いたしております。都会の若者が農業体験をすることや、団塊の世代が退職後に農業に取り組むなど、人生の充実の観点からも重要と考えております。ご指摘のように、農村体験ニーズ等の高まりを背景に、笠間市におけますクラインガルテンをはじめとする農村体験施設の人気が高まっております。阿見町などでは、農家が共同事業として、農村体験ファーマーなどを運営している事例もございます。これらを参考に、関係者で協議検討したいと考えておりますが、農村環境を生かした一定規模のいわゆる面的な整備をする場合には、地権者の協力あるいはまたインフラ整備への対応など、さまざまな課題対応や財源確保などが必要と考えますので、地域の盛り上がりや事業者の確保など、今後の動向を踏まえて対応したいと考えております。

次の農業公社についての質問にお答えします。

農業公社につきましては、県レベルでの運営が多い状況ではありますが、先進的に取り組んでいる自治体もあります。農業従事者や新規就労者への各種支援を一元的に行い、農業経営の規模拡大や労働生産性の向上を図るなど、農業の振興発展に寄与するとともに、地域活性化のため、農業公社の設立につきましては、検討に値する課題と考えております。農業関係機関や生産団体等の意見・考え方を拝聴しながら、農産物のブランド化の推進や集落営農の推進、さらに大規模農家の育成も考えなければならないと思っております。設立につきましては、これらの状況を踏まえ調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

8点目のつくばファーム関係の汚染者負担原則並びに9点目の学校統廃合による教育振興費につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

10 点目の、議会基本条例と反問権についてお答えいたします。

平成 17 年の第 28 次地方制度調査会から地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申が提出され、さらには、地方自治法の改正がなされるなどの背景を受け、近年、議会活性化策の 1 つとして、北海道の栗山町や三重県の伊賀市、神奈川県横須賀市など、いくつかの自治体で議会基本条例が制定されております。近くでは、千葉県の松戸市議会が、議会運営について定めた議会基本条例案を 12 月定例会に提案すると発表されているところであります。松戸市議会の条例案は常任委員会の機能強化をうたい、政策立案、政策提言など能動的な活動をするよう努めるとし、意見集約の過程で執行部側からの反問権を認めるという内容が盛り込まれております。いわゆる反問権につきましては、議員の質問に対し執行機関側から逆質問できる制度でありまして、自由討議制や一問一答方式などと相まって、争点の明確化を図り、議論をより活性化させることを目的としております。

導入自治体の実態といたしましては、住民の代表機関である議会を重んじると言う観点から、なかなか実行に移すことができず、それなりの時間と経験を要するなどの実情であるとのことでございます。私としては、議会での議論がより深くなることは、地方自治を推進する上では喜ばしいことではございますが、制度の制定権につきましては、議会議員の皆様が有していることなどから、執行部の立場として主体的な見解は、控えさせていただきます。

11 点目の規則等の合理性の定期調査並びに 12 点目の分庁舎の運用の関係、最後の庁舎内システムにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます

以上でございます。

#### ○議長（矢口栄造君）

市民部長 横瀬典生君。

[市民部長 横瀬典生君登壇]

#### ○市民部長（横瀬典生君）

古橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

国保税関係についてでございますが、応能・応益割の比率を基本指針の方向へ移行してゆくことが望ましい旨申し上げた経緯がございます。考え方に現在も変わりはありません。

現状では、指針と乖離の大きい部分に修正を入れるということには、ご指摘のある応能割の資産割が重要なポイントとなるわけでございます。資産割導入の経緯も踏まえた上で、修正時には、社会状況の把握あるいは影響度合い、そして資産割採用の可否判断が求められるとそういう認識をもってございますが、その時期については、定まっていないのが実情でございます。

なお、本市の状況でございますが、今年度の応能と応益割の割合は本算定時点におきまして、医療分では、71 対 29、後期高齢者支援金では、55 対 45、介護分では、48 対 52、の割合となっておりますので、医療分について乖離があるという状況の認識をしております。

続きまして、神立停車場線の年次段階整備に伴いましての税収効果の認識等の内容でございますが、本線を整備することによりまして、土地については、地価への反映が見込まれることから固定資産評価額においてもプラスに働くとともに、現在、多少畑や平地林である土地について宅地造成等の開発が予測されるところでございます。また、家屋につきましては、中高層マンションの建設や比較的規模の大きな宅地造成の開発等が予測されます。そして償却資産につきましては、第一種中高層住居専用地域のため当該区域には大規模な店舗や工場等の建設の予測できない



というふうに考えております。したがって、土地あるいは家屋にかかる固定資産税、また、宅地開発等における人口流入等の効果による税収向上が予測できると認識しているところでございます。さらには、交通量の増加に伴いまして、現在、接している千代田ショッピングモールなどの商業施設の利用増加が予測されますので、さらなる経済的効果を生み、税収にも反映してくると思っております。

以上でございます。

**○議長（矢口栄造君）**

土木部長 菅谷憲一君。

[土木部長 菅谷憲一君登壇]

**○土木部長（菅谷憲一君）**

古橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

神立停車場線の年次段階整備に伴います税収効果の認識についての質問の中で関連がございますので、現場サイドの立場で、現在の神立駅西口区画整理事業の進捗状況並びに神立停車場線の今後の計画についてお答えを申し上げます。

まず、神立駅西口区画整理事業につきましては、ご案内のとおり現在、権利者の都市計画決定に向けました同意取り付け調査を実施しているところでございます。

同意取り付けの状況につきましては、同意率が約7割程度でございますが、この事業につきましては、ご承知のように土浦市と当市の共同事業で権利者の合意形成が不可欠となりますので今後、今年度末までぐらいには、最終的な同意状況を踏まえた中で両市で協議して事業の方向性を決定しなければならないと考えているところでございます。

次に神立停車場線につきましては、今年度ショッピングモール入口から木田余神立線の接続部までの220メートルを整備中で、今年度末には開通予定でございますが、延伸部分につきましては、神立駅西口区画整理事業やアクセス道路との関連がございますので、今後も事業内容をよく検証しながら、渋滞緩和や交通体系の向上を図るため、将来的には全線開通を目標に推進していくものでございます。

用途地域の見直しにつきましては、神立停車場線の整備状況により、周辺住民の意向等も踏まえた中で、都市計画道路沿線の活性化を図るために、用途地域見直しを視野に入れまして検討していきたいと考えておりますので、ひとつご理解をたまわりますようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（矢口栄造君）**

環境経済部長 飯嶋 博君。

[環境経済部長 飯嶋 博君登壇]

**○環境経済部長（飯嶋 博君）**

古橋議員のご質問にお答えをいたします。

最初に平成16年4月に締結した協定書について、改めるべきではないかとの、ご指摘でございますが、現在事業者が、流動焼却装置の設置の導入計画をしております。これに対応した協定書の見直しも考えられることから、石岡市と検討をしてみたいと思います。

次に損害賠償と公共経費負担を履行させるべきではないかのご指摘につきましては、事業者がこれまで改善してきた状況や現在計画している臭気対策の状況、さらには、事業場に係わる法

的規制などを勘案しますと、慎重な対応が必要と考えられます。

ご理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（矢口栄造君）**

教育部長 久保田治嗣君。

[教育部長 久保田治嗣君登壇]

**○教育部長（久保田治嗣君）**

古橋議員の、学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思についてのご質問にお答えをいたします。

学校の統廃合につきましては、かすみがうら市における学校適正規模について、今年度中に考え方をまとめるべく作業を進めているところでございます。今後、さまざまな意見を拝聴し、統廃合等の検討も含めながら、学校適正規模化を進めることとなってくるのではないかと考えているところでございます。適正規模化を進めるにあたり、学校管理費や施設整備費、統合に伴います新たな費用の発生など、具体的な検討として出てまいります。ご質問にもありましたように、削減できた学校管理予算を教育振興のために充てるためには、ある程度の教育環境の確保がなされ、さらに、トータルで学校管理経費が削減できることとなれば、可能と考えているところでございます。引き続き、教育内容の充実と教育環境の整備については、適正規模などの検討を進めながら、市のよりよい教育環境づくりを進めたいと考えております。

次に、学校管理費などについてお答えします。

学校管理費については、光熱水費を始めとする施設等の維持に係る管理費のほか、児童生徒が授業等に使用する消耗品、学校給食、学校保健など学校運営に必要なものがございます。

しかし、学校管理費についても、児童数と生徒数の割合ですとか、学校数の割合だけでは割り切れる経費だけではないと思っております。ご存知のように、小学校、中学校ともそれぞれに施設の場所、構造、容量、また付帯する設備などさまざまであり、さらに、中学校になりますと授業科目も増えますので、特別教室などが小学校と比較しても多くあります。一概に、同じ維持経費と捉えることが難しい現状もございます。また、予算執行につきましても、明確に分けて執行できないことなどもございます。このようなことから管理経費につきましては、先ほどもお答えいたしました。教育振興に関する予算の確保に努めながら、適正な見積もり、適正な執行と、常に点検しながら、必要額の把握と軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（矢口栄造君）**

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

**○総務部長（山中修一君）**

古橋議員のご質問にお答えいたします。

11点目でございます規則・訓令等の合理性の定期調査についてであります。ご指摘については、定期的にはなく、随時または常時、調査がなされて、合理性、整合性が確保されていることが肝要であると考えております。

現在、条例をはじめ市の規則、訓令等の例規につきましては、すべていずれかの担当課にその

所管が決まっておりますが、

例規に不合理な点がないか、例規の改正の必要があるか否か、などの判断については、当該例規の所管課が随時に行っているものと考えております。

また、国による法令の改正等につきましては、一括して総務課で随時チェックし、例規改正の必要性については、所管課に連絡し、内部組織である法令審査委員会の審査を経て、制定しているところであります。

ご質問の合理性の定期調査の制度化についてであります。現在年間10回程度法令審査委員会を開催しております。その委員会の中で全例規の合理性をどこまで把握することができるか、実効性のある制度運営が可能かどうかを研究してまいりたいと考えております。なお、今後一層各所管課において例規の合理性が保持されることが、詳細に判断できるよう指示してまいりたいと考えております。

次に、12点目の分庁舎の運用のうち、総務部に関係する内容について、お答えをいたします。

まず、住民サービスの向上についてであります。ご案内のとおり、合併後、分庁方式を採用しております。分庁の課題については、これまでもいろいろ議員の皆様のご指摘をいただいているところでございますが、現在両庁舎に市民窓口課を配置し事務を委任すること、また文書の配達便を設けること等により、その解決を図っているところでございます。

この中で、住民サービスに関連が深い、市民窓口課への事務委任につきましては、例規上で取り決めることなく、担当部署との協議により運営をし、見直し等によって業務の改善に努めているところでございます。新しい霞ヶ浦庁舎の完成に伴いまして、管理面と併せた例規化という点につきましては、双方の協議によって、より改善を図りながら運営をしている現状でございます。事務等につきましても、今後とも、この協議による委任による対応をまいりたいと考えているところでございます。

また、公用車の利用につきましては、庁舎間移動を必要最小限かつ効率的に行うなどに努力をいたしております。庁舎移動によるロスを減少するために各種施策を関係各課との調整を図りまして行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○議長（矢口栄造君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

#### ○市長公室長（塚野 勇君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

12点目の分庁舎運用における住民サービスの向上や経常費用の合理化策として、テレビ電話や会議等の導入に係る検討内容につきまして、お答えいたします。

テレビ会議システムにつきましては、総務省が推進しておりました地域イントラネット基盤整備促進事業につきまして導入事例や概算費用を調査した経過がございます。市町村合併などを契機に庁舎間の連絡手段や移動経費の節約等を図る観点から、システム導入が効果的とされ、近隣では稲敷市が導入をしております。しかし、導入自治体においては、利用率が低調な状況もございます。そういうことで会計検査院の指摘もありまして、総務省では補助対象から除くことを決定している状況でございます。また、構築費用が高額となることや、端末を特定することから会

議室等が固定化されるなど、運用上の課題もありまして、費用対効果を期待することが難しい状況と判断しているところでございます。

しかし、ここ最近の通信事業者においては光ネットを活用した新しいネットワークシステム等開発中と聞いておりますので、それらを踏まえましてよりよい方策を検討してまいりたいと考えております。

2点目としまして、13点ですが、役所内システムにおけるクライアント操作のストレス状況に関連しましてのシステムの見直し、検討でございます。

財務会計システムにつきましては、合併前には各課1台の運用をしておりましたが、合併時にウェブシステムに変更した経緯がございます。ウェブシステムに変更したことによりまして、職員すべての端末からもアクセスが可能となるなど、メリットもできております。しかし、デメリットとしては、ご指摘のように速度が遅くなる場合がございます。これにつきましては大くの公共施設間を結ぶネットワークの関係かと思えます。改善すべき点やコスト面を含めまして、今後、事業者と協議してまいりたいと考えております。また、現在使用しております住基基幹系システムにつきましては、平成21年度までの契約となっておりますので、更新に当たりましては、投入経費や使いやすさとともに周辺自治体の状況などを参考としまして、実績のある多くの事業者からの提案を受けまして、よりよいシステムを選定、構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（矢口栄造君）

1番 古橋智樹君。

#### ○1番（古橋智樹君）

それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、税源移譲による活性化に関する質問の2回目をお伺いするんですが、昨今この景気低迷は皆さんもご承知のとおりリーマンブラザーズの破綻やサブプライムローンなどのバブル崩壊によりまして、ますます現実味を帯びて新聞報道にも出ておりますとおり、各企業が売り上げについて下方修正する。それから各地方自治体も法人税関連が減収となるというような報道が出ているわけでございます。

さて、我々かすみがうら市末端の市町村がですね、経済対策というのが今まで本当に親身になって取り組んで来たかというところが疑問なんですよね。皆さんもご承知のとおり国から県から下りてきた利子補給などをですね、差し詰めやるような状況で後は商工労働関係の対策としては、相談窓口を設けるような実態だと思います。

私が予ねてより質問で、特に法人関係の税制の優遇として奨励策や補助金、それから償却資産などをですね、初めの導入資金を補助するような形で考えて欲しいということで申し上げてきたんですが、この末端の市町村の姿勢というのは、いわゆる金融機関が貸し渋りをしているという状態があるんですが、これが市町村のやはり姿勢を前向きに具体的に何か示さないと地元の銀行さん、信用金庫さんも本気になって、じゃあこの経済活性化のために金融機関として地域貢献しようという気にならないんですよね。市町村が具体的にやらないと。そういう意味で私は大きな循環は生まれないかもしれませんけれど、まず手始めとして奨励策に取り組んで欲しい。そうならなければ、金融機関も本気になれないです。差し詰め国と県がやって、各市町村は何も経済対策、地域活性、地域活性って、まちづくりの中で唱えていますけど具体的に何もやっていない。

私は公共事業を発注することが胸を張って地域活性になるんだなんていうことぐらいじゃ、この景気の低迷は末端の市町村としてひとつも役割を担っていないということでもあります。そういうことですね、もう一度、認識をお伺いしたいんですが、かすみがうら市としても法人市民税、法人住民税をいただいているわけなんですよね。所得割がない企業さんについても固定割はいただいているという状況があります。旧町も兼ねてもけっこうです。これまで市内の法人の皆さんに法人市民税の財源をですね、もとにして、何かサービスしてきたものがございますかね。この実績をお伺いします。

それからですね、もう一点一緒にお答えいただきたいんですが、これは奨励策に関することだけでない話なんですけど、国・県からの下請け事業、今回一般会計補正で利子補給の制度ということで、計上されておりますけれども、自らの財源で自主事業として経済活性化に取り組むというお考えはあるのか、まずこの2点お答えいただきたいと存じます。

**○議長（矢口栄造君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

ただいま古橋議員のほうからですね、地域活性化するというか、具体的な方策あるのかということでご質問いただきました。

先ほどもお答えしましたが、全体としましてはですね、今、地域の企業の優遇策ということで、このたび石岡と連携をして促進の協議会を新たに、つい先日発足いたしました。そういった制度の中で今後は、私ども小さい市ながらも6つの工業地域がございまして、53社ほど企業も発動していますし、その他もございまして、非常にそういう面では比較的バランスの取れた地域でありますので、そういった施策につきましても具体的に進めていきたいと考えております。

それからこれまでの経済対策ということではありますが、小さいことでは先ほど言われましたように商工会の支援とか利子補給とかですね、あるいはまた、大変今年この100年に1度と言われる大変な不況の時期でありますので、新たなことも来年度も向けまして、何らかの形で自治体として非常に限りのある中でありまして、工夫をしていきたいなと思っております。

その他詳細につきましては、担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

**○議長（矢口栄造君）**

市民部長 横瀬典生君。

**○市民部長（横瀬典生君）**

ご質問の趣旨とはちょっとずれると思いますが、法人市民税等の財源、これをもとにした市民サービスの関係というようなお話でございました。私のほうからは課税を免除した場合の影響等について若干お話を申し上げたいと思っております。

新たに企業が土地を取得、あるいは工場・家屋を建築した場合、いろいろご指摘ございます償却資産が、さらに取得した場合、これらに対しては当然固定資産税の問題がありますが、これを減免した場合の影響ですけれども、免除期間における新たな課税による増額分の固定資産税の収納がないということになります。一方で、地方交付税の算定においては免除税額に関わる交付税の減額がされることという結果も生むこととなります。しかしながらご指摘ございますように商

業に伴いまして事業主の所得あるいは当市の住民の雇用などによりまして、市民税の増進は見込まれるということに加えて、固定資産税の課税免除期間終了後においては、それぞれの資産について固定資産税が増収ということが見込まれるというひとつの流れがあると考えております。

したがって、ご質問はこれらをもとにしたいわゆる法人に対して産業活性化のためのサービスをこの考えていきなさいよというお話だろうというふうに認識をしております。

基本的には市長さんが先ほど答弁されたとおりでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（矢口栄造君）**

1 番 古橋智樹君。

**○1 番（古橋智樹君）**

金融機関のほうもですね、私も詳しくお話しているわけではないんですけども、この非常に低金利になってきました。借りるほうとしましてはありがたいんですけども、貸すほうとして今度貸し渋る要因にもなってくるわけですよ。ですからここで、なおかつこの低金利を手伝うという気持ちも自治体には、末端の市町村にも必要になってくるかと思えます。

それからですね、私も奨励策ということで数年間無料にしろということではないですよ。これは市長も事業を営んでいるから当然ご承知のことだと思うんですが、事業開始にあたっては、はじめその事業が経常利益を生むまでは、本当に大変なんです。事業が順調になる軌道に乗るまで、そこまで市の奨励策として徴収するのを後回しにさせていただくとか、全部ただにしろということではないんです。先に送っていただいて正しい収益が上がってきたらそこで本来初めに払う分をお支払いするというので、事業主の皆さんが全部税を無料にしろとは思っていないわけです。そのあたりを踏まえて今後ご検討いただければと思います。

それから 2 点目の財政赤字見通しからなる次なる市町村合併による破綻回避と広域化によるまちづくりということでご質問しましたけれども、私はこれは合併したらどうですかというふうに質問しているわけじゃないんです。先ほどいただいたご答弁だと合併ありきの答弁のように聞こえたんですけど、私は今政治倫理条例で原案のほうでは、いやしくもとありますけれど、仮にもということですね。仮にも財政が本当に赤字になった場合には、合理化として合併がこれが一番の手段となってくるかと思うんですよ。

そこでお伺いしますけれども、わが市が、霞ヶ浦町と千代田町で合併したわけですけど、この合併には、概ねいくら掛かったのですか。合併経費。それから本庁、旧 2 町が合併していくらほど合理化で 3 箇年経ちましたけど、いくら、どのくらい節約できたか、この点をご答弁お願いします。

**○議長（矢口栄造君）**

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 02 分

---

再 開 午前 11 時 20 分

**○議長（矢口栄造君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

先ほどのご質問でございますが、合併に係る要した経費、さらに合併効果としての削減経費と  
いいますかその辺のご質問でございます。

ご案内のように合併時でそれぞれ協議し、経費として予算化している内容もございますが、行  
政システムの統合に要する経費、さらには新市として発足するためのいわゆる行政的な経費そう  
いう部分について予算的な内容で、既に決算に至っている部分もございます。

さらに新市の事務事業等統合整備いたしまして新市として発足する。効果的に推進するための  
経費、そういうものもございます。そういう中で合併効果として行政機関、行政システムの統合  
による人権費の削減とか、いくつかの視点から分析する内容がございます。そういう中で要は、  
合併につきましては、国・県の補助金等いただき、さらに経費的な面で具体的にになりますが、合  
併算定外の交付税、いろいろな算定結果によりまして数字的な部分が変わってまいります。要は  
合併十箇年の成果の中で最終的な効果として捉える必要もございまして、その辺現時点でまだ  
合併効果の過程にあるというようなこととございます。そういう部分で、具体的な数字まだ出て  
いない内容もございます。それらを整理した上でしかるべき時期にお示しをしていきたい、この  
ように考えております。

以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

それでは、合併の清算について、しかるべき時期に清算書を示していただくということで、よ  
ろしくお願いします。

それから申し添えますけれども、広域的なまちづくりということで、例えば上下水道などです  
ね。行政界隣地については、隣の市から引き込んで供用をしたほうがコストは安くなるようなこ  
ともあり得るようなことと存じますので、本来ここも担当事業所がですね、どういう状況で対応  
しているか知りたいところでございますけれど、その辺も以後またお伺いする機会があればお答  
え願えればなと思います。

続きまして、国保税だけの資産割、固定資産税との 2 重課税の認識のほうでお伺いしますが、  
先ほど市民部長のほうから医療分について特段乖離している割合が大きく離れているという答弁  
がありました。これについては、この資産割の数値決定についてはどなたが権限をもたれている  
のですか。それから時期が定まらないっていうご答弁がありましたので、これは時期を検討して、  
切って検討していただいてもよろしいんじゃないですかね。大きく乖離してますっていうことは、  
1 対 1 の割合に離れている。住みにくい要素でもあるということでしょうから、これをまず執行  
部として、審議できるようなところで、有識者に審議してもらってそれから議会で論議するよ  
うな形。それでなおかつ統制が取れないというのであれば、そのまま資産割大きく乖離してるかも  
しれませんけれど、国保の方には我慢していただくということに説明するしかないと思うんです  
よね。市役所の皆さんは公務員共済でございますので、資産割はないので、なかなか親身になっ  
てこの課題に取り組めないと思いますので、ぜひとも審議会的なところでやっていただきたいと  
いうふうに申し上げます。

そういうことで、先ほど申し上げた 2 点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（矢口栄造君）

市民部長 横瀬典生君。

○市民部長（横瀬典生君）

まず一つは、その税率の素案と申しますか、それを決定する権限はどうかというお話でございます。これは当然、素案そのものは執行部が作りまして、諮問を、ご意見をいただいた上で議会の議決を得るというルールで実行してございます。ご存知のとおりでございます。

それから乖離している部分についての修正の時期が定まっていないというような話であるので、それらについて、どのように今後対応していくのかという話してございますが、答弁でも申し上げましたように、この修正をするというふうになってまいりますと、当然その時期には答弁でもいくつかのポイントを申し上げました。果たして資産割を採用するかどうかという、そういう可否の問題。影響度合いとか。当然全体としての大きな影響があると思われまますので、どのように対応していくのが一番望ましいかという結論を出してからでないと、いつ修正のほうに向かうかというのは難しいと思います。またその資産割そのもの、はっきりと分かっているわけではございませんが、導入の経緯がどういうわけであったのか、導入の経過と言いますかですね、四方式を採用しておりますので、そういったことを含めて縷々これから先にはそういう問題にも入っていかなくてはならないというところでございます。答えになっていないとすれば、なっていないといわれるかもしれませんが、そのような重大な話だろうと思います。

また、仮に資産割をなくすとすれば、元々発生していた、そこから得ていた収入をどこに転化するかという話にもなっております。一席に来年やりますとか、次の年にやりますとかの話にはなかなか行き着かないというのが実態だろうと思います。

ただ、一つのポイントとしては、税率改正法の中の話というふうには言えると思います。

以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

諮問するにせよ、諮問する機関が今現在は当市にはないと思いますので、まずその辺からのスタートになるかと思えます。

それからですね、私はあくまでもノルマ、いついつまでにとりあえず中間報告でも出すという姿勢で、この国保の資産割に限らない話なのですが、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

それから先ほどの合併のところでも申し添えが足りなかったのですが、先般合併の合理化は選ばないでとりあえず健全財政化を進めているというような答弁ございましたけれども、先般坪井市長が英断されて跨線橋事業ほか合併特例債の事業を取り止めたいというふうにご提案があって、今後特別委員会でも論議されることかと存じますけれど、やはりここでどんどん合理化を進めるとともにですね、一番目の質問と関連するのですが、やはり歳入に繋がる循環を広域的なまちづくりでも考えていただきたいということで、申し添えさせていただきます。

続きまして、神立停車場線の段階整備に伴う税収効果について、2回目の質問をお伺いさせていただきたいのですが、こちらはそれなりに時間いただかなくてもご答弁いただけるのかなと思うのですが、220メーター現在施工中の区間がございましてけれど、こちらの補償に係る費用は総



額いくらなのかということ。それからですね、この 220 メーター残して当市の行政界内ですとあと 1,100 メーターくらいですかね、その中で現在取得済みであるのが、何%なのかということ、この 2 点をご答弁いただきたいと存じます。

○議長（矢口栄造君）

土木部長 菅谷憲一君。

○土木部長（菅谷憲一君）

それではまず、最初にですね、現在施工中の神立停車場線の補償額ということでございますが、この件に関しましては大変失礼ではございますけれども、終わった後、資料で正確な数字をご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

2 点目の現在着工をしているその先からの買収の面積という質問かと思っておりますけれども、全体面積がですね、今現在ショッピングモールの交差点からですね、いわゆる土浦市の行政界、境界までの延長面積でございますけれども、全体で筆数にしまして 99 筆ございまして、面積にしますと約 2 万 6 千平米でございます。そのうち買収面積、今まで既にお買収してございます面積につきましては、38 筆、約面積にしまして 1 万 1 千平米をお買収済みでございます。今後買い取り予定面積といたしましては、筆数で申し上げますと 61 筆、面積で約 1 万 5 千平米ということになってございます。買収率にしますとですね、今現時点におきまして、約 42%の買収率ということで、なっておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

現在 42%の取得ということで、残り 3,500 坪以上はあるかと思うんですけども、これが用地買収、平米、原則的には 5 万円くらいで取引されているんでしょうかね。そういうことで大体実取引が、我々が一般の土地を買うのとそう市街化に関しては変わらないかと思うんですけども、そうすると大体相場的に 17 万円あたりの坪単価として、残りが 6 億とかそれぐらいになるかと思うんですけども。それに合わせて物件補償がご答弁いただけないということで、何千万円か掛かって 100 メーターあたり掛かってくるかと思うんですけども、それで道路整備、下水・水道あわせると締めて 10 億、概ね、その値段なのかなと、私の個人的な試算ですけど、そういう形で見ております。この神立停車場線が仮にできた場合にですね、周辺の税收効果というものが、以前も質問させていただいてこういうふうには計算してはということでありましたけれど、特段その後の統計もなければ資料もいただいてないんですけども、もう一度言わせていただければ、もし仮にですね、一般的な 80 坪の土地に建坪 40 坪ぐらいの 4 人ないし 5 人ぐらいの所帯が入った場合に、大体住宅ローン減税も含めても固定資産が大体 15 万円くらいですかね。ちょっとざっくりなんですけれど、それに合わせて大人 2 人が住民税をこれも控除されても 5 万円くらい、年間。路線価が加味されて 20 万円から 25 万円ぐらいの間ということです。計算いたしますと、仮に周辺にですね、少なく見積りまして 200 所帯ぐらい入れれば、年間それで 5,000 万円。400 所帯入れれば 1 億ということでございますので、今現在、大和田バイパスも 13 億ほどの事業費で道路整備しておりますけれども、なかなかこちらのほうは市街化ではございませんので、なかなか採算をいくらかでも取るということは、今後の大きな課題であると思っておりますので、私はまるまる儲

けが出るほど税収は入らないかもしれませんが、大きな観点でその他経済効果を加味すれば市内随一の税収路線であることには間違いはないということで、申し添えさせていただきます。

続きまして、土浦市に倣い夜間休日の開庁を一部することについてお伺いしたいんですけども、こちらも主文ということで執行権はなく検討中だというような抽象的なご答弁でしたけれども、まずはやって見ることで対応できる範囲かと思うんですよね。当市の訓令のほうでもフレックススタイルについては定義してありますよね。そういうことですから、仮に午後2時くらいから出勤していただいて、9時で玄関を閉めて10時に退庁をするということでもできると思うんですが、それでも難しいのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（矢口栄造君）

市民部長 横瀬典生君。

○市民部長（横瀬典生君）

先ほど市長から強い姿勢の答弁があったわけですが、現在市民窓口課という小さい単位、いわゆる市民部の業務に限った問題について検証中でございます。そういった中でいくつか課題が、フレックスの問題もございますけども、課題が出てまいります。そこでどういうふうにするべきかという結論はまだ出ていませんけども、そう遠くない時期に市民部の狭い範囲の業務に関する内容については結論が出てまいるというふうに思います。そういうことでその結論を元に先ほど市長が言われたようなことについても意志決定ができていくのかなというふうに思っております。市民部だけに限定したことであれば、ある程度段階的な考え方で試行的なこともご指摘ありましたようにまずはというお話ございました。そういうことも可能性はあると思っております。

○議長（矢口栄造君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

ぜひ、難しい問題をお客さんで持ってくる方もいらっしゃるかもしれませんが、まずは標準的な窓口を市民にサービスとして提供するというので、ぜひ期限をです、決めて途中経過でもけっこうですから聞かせていただければ幸いかなと存じます。

続きまして、住居表示地区拡大に関する問題でお伺いしますが、私がこの住居表示の質問をしましたが、趣旨は単にまちらしい都会的な表示をしてほしいとか、そういうことではないんです。旧霞ヶ浦町と千代田町の融和事業として推し量っていただければなと思って質問したんです。これまでにソフト事業ではありますけれど、いろいろなイベント交流はありますけれども、その先ですね、ややもうちょっとまちを形成するハード的なもので新市の融合事業というものが私は何も今のところないと思います。そういった意味で地域振興基金というものも途中で積み立てを止めましたが、そういうことで市民の皆さんには、該当地区になった皆さんには、確かにご負担はあるかもしれませんが、かすみがうら市の新たな情勢ということで融合事業としては、非常に魅力ある内容かと思しますので、この財源になります地域振興基金のですね、ソフト事業としての使途期限、合併事業を基本的に合併してから10年ということもありますけど、積み立てたお金に関してはそれをどう使うかには期限があるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（矢口栄造君）

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

地域振興基金でございますが、これにつきましてはお尋ねのように合併に伴う地域振興に用途として使うというような内容で積み立てをしております。そういう中で先般特例債の見直しの中で、将来的な財政見通しの中でこの辺の扱いについて一部判断をしているところでございます。これについては、ただいま住居表示事業への可能といえますか、そういう視点での内容も含まれているかと思うんですが、本来の地域合併市町村振興資金としての捉え方から言いますと、やや考え方、一部異なる部分もあるんですが、ただいまのご質問の中で、新市、千代田地区、霞ヶ浦地区融和という地域振興というような視点での捉え方というようなご質問もございまして、その辺の内容につきまして、十分精査検討をしていきたいと思っております。

**○議長（矢口栄造君）**

1 番 古橋智樹君。

**○1 番（古橋智樹君）**

続きまして、団塊世代二地域居住の農村体験ニーズ対応における霞ヶ浦地区活性について質問いたしました。これについて2回目の質問をさせていただきますが、答弁のほう主文が見えませんでしたので、抽象的な形でしたので、正確には霞ヶ浦地区というのは存在していないんですが、旧霞ヶ浦地区を中心に当市の魅力をアピールするようなソフト事業をやる意志はあるのかどうかですね。いろいろ総合計画とか今までの補助事業もあるかと思いますが、それらを組み合わせて農村としてアピールするような意思があるのか、まず1点お伺いします。

それからですね、他の先輩方も質問しているんですが、先に聞いちゃって恐縮なんですけども、湖山の宝ということで推進されていますけれども、私のリクエストをちょっと申し添えさせていただきますとぜひ湖山のラベルをですね、地元の著名な書道家、数人いらっしゃいますけれども、ぜひそういう人を書いていただければなおよかったかなというふうに思うわけで、この焼酎の売れ行きはどうなんですかね。

この2点お伺いします。

**○議長（矢口栄造君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

まず第一点の霞ヶ浦地区の中心にですね、地域活性化あるいはまた農村体験施設のようなそういった施設を造る意思があるのかどうかということですが、計画については現在はまだございません。ただ考え方につきましては先ほど申し上げましたように、やはりこれからの地域活性化のために民間事業を中心にしてそういったものができればね、行政としても支援していきたいと思っておりますけれども、また、私としてもできれば非常に素晴らしいなと思っております、いろいろその辺につきましてはですね、研究会等立ち上げて研究していくことは大事かなと思っております。

それから湖山の状況につきましては、当初今年約6,500本ほど作りましたが、私が聞いている範囲では蔵元には既になくなっていて、大変好評に出ていると、そういう話を聞いております。

以上でございます。

**○議長（矢口栄造君）**

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

このかすみがうら市ですね、農村としての田園としてのですね、笠間市さんのクラインガルテンが数年先まで予約いっぱいだという状況もありますけれど、確かに笠間市さんのほうには笠間焼きという名ブランドがありますけれども、当市はですね、ブランドというものとしてはまだ確立はされていませんけれども、霞ヶ浦という湖と筑波山系という立派なブランドがありますので、こちらをぜひ積極的にアピールして、なおかつ農業後継者を考えていただければ、せっかく土地開発公社を設立しても何も仕事をしていないのですから、その投機費用をそれぞれ何もやらないのであれば、こちらの農業公社にでもやってもらって、ブランド化の推進にでも充ててもらったほうが良かったのかなと思いますので、そのような大きい観点でですね、ぜひ農業振興のほうにも努めていただければと思います。

続きまして、つくばファームの質問、鶏糞悪臭についてお尋ねしますけれども、かつて今の議会の改選メンバーの以前にはいろいろ紳士協定の内容をお示ししたことあるかと思いますが、今一度ですね、その紳士協定の条項をですね、長い条項でなければ、朗読していただきたいなと思んです。

○議長（矢口栄造君）

環境経済部長 飯嶋 博君。

○環境経済部長（飯嶋 博君）

それでは協定ということですが、協定につきましてはご案内のように16の年4月に締結をされました。旧千代田町と石岡市、それと当事業所ということですが、協定書の主文を読みます。

石岡市長並びに千代田町長及び当有限会社つくばファームの関係の3社の中で協定を結びました。これらにつきましては、三村地内の養鶏等施設の設置に係る周辺環境への影響について、設置事業者が社会的責任を有し、かつ甲及び乙、相互に協力し生活環境を保全する責務を要することを確認し、次のとおり締結をするということで、項目的には第一条にございます。その中では項目的には水質の汚濁、大気汚染、騒音及び振動、地下汚染、土壌汚染、さらに悪臭、その他の条項ということで7項目でございます。これらについて基づいて、問題の解決にあたるわけでございます。

それから最近、余談の話になりますが、先ほど申し上げました今企業のほうで取り組んでいる装置が新たな事業でございます。これらについては焼却炉を造りまして、その炉の中に鶏糞を入れて800度以上の温度を加えて完全燃焼させるということで、それと今の堆肥、鶏糞等を作っておりますが、その鶏糞はあそこではもう作らないということでございまして、随分改善されるのではないかなという考えでおります。

それと今現在、石岡市の市議会におきまして、当事業所は国の補助事業を得まして今後、今年度中に事業の転換を図っていくということで、今現在計画されています。

以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

このつくばファームの鶏糞悪臭ですが、一時説明会前後はやや収まったんですが、また最近臭

っているということでございますので、先ほどの環境経済部長が朗読した内容が、ちゃんと履行されるように向こうのつくばファームのほうにも再度認識していただく必要があるのかなと思います。鶏糞の悪臭ですが、かつて旧来よりですね、市街化の中では、例えば梨等を育てる場合に鶏糞を秋から冬場にかけて入れるわけですけども、それも一緒につくばファームと同じように悪く見られてしまいますので、そういうことでつくばファームの悪臭は別なんだという意識を地元の産業の方にも迷惑を掛けているということで理解して認識してもらう必要があると思いますので、引き続き、紳士という文言に甘んずることなく対応して、ましてですね、つくばファームは地元にとす法人税、固定資産のほうはやむを得ないかもしれませんが、法人市民税は別に石岡側に納めなきゃなんない、どこでもかまわないんですということがあるんですから、紳士協定に基づいて今までの穴埋めとして千代田地区のほうに事業所なり設置していただいて、そういうことで弁償の意味を含めて手続きをやってもらうとか、そういう技術も市役所の担当者のほうには、ぜひお願いしたいなと思います。

続きまして、学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思について、お伺いしたいんですけども、学校管理費というこの経常費、これをやはりこの少子化において歩調を合わせて削減していきませんか、この喫緊の財政状況もあって、見る見る内にですね、教育振興費が小さくなってしまいうけでございます。教育振興費、使い方、先般補正の中でもさすまたを買っているようなお話もありましたけれども、本来は子ども達の学業、それから情操教育に資する内容かと思えます。そういった意味で、今現在教育振興費が伴わず学校管理費という経常費に大半を教育予算が喰われているという状況であります。

私はここでひとつ、提言でお伺いしたいんですけども、現在下稲吉中学校それから下稲吉東小学校区内の児童生徒保護者から、それからもとより地元の住民の方から下稲吉中学校の一部学年、それから下稲吉東小学校の一部学年が、生徒児童さんの事情によって、学校側の授業として思うままならないような事態になっているという評判が流れているわけでございます。私が一昨日住民の方が自宅までわざわざお越しいただいてそういう訴えをいただきましたので、早速12月1日に下稲吉中学校のほうに赴きまして、萩原校長先生のお話をいただいて現場の状況を見た次第なんですけど、これで済めば良いのですが、PTAの保護者の皆さんが替わり番でですね、当番制でその由々しき事態になっている状況を監視しているという、私が行ったときには4人いらっしゃいました。これが通常の普通教育のあるべき実態ではないと誰もが察することかと思えます。そういうことがありますので、教育委員会として坪井市長さんはどのように体制組織で態勢させて、このような地元の評判をどのように払拭して改善されるのか、対処をお伺いしたいと存じます。

○議長（矢口栄造君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの下中、それから下東の状況につきましてはですね、一部ではありますけれど、ご質問のような実態があることを私も報告をいただいているところでございます。学校系の観点、あるいは教育指導の面から大変憂慮すべき事態とそうに認識をしております。また、私の持論ではありますけれども、教育に大事なことと言うのは、徳と地と体が健全な形で身に付くことでありまして、そしてまた、自立心が付くことだと考えております。社会の中で自立をする、生き

る力を備えるための教育，そういった教育を受けさまざまな事柄に学習する時期にですね，集団生活に適合できない，あるいはまた自己主張が強すぎる，トラブルを起こしてしまう。そのような原因につきましては，さまざまでありますけれども，思春期特有な心の不安定な状況の中で起因する内容ではないか，そのように大変思慮しているところでございます。学校の先生方も大変苦慮していることと存じますけれども，心の隙間を埋め周りに溶け込むような個々にあった教育指導を行うなど，根気強く児童生徒との係わり，家庭との係わり，そして地域の係わりを持ちながら指導に当たっていただきたいというふうに考えています。

教育委員会にはですね，引き続き指導力を発揮していただきまして，落ち着いた雰囲気の中で教育を行い，そして教育を受けることができるようなそのような環境づくりに努めていただきたいとそのように私のほうからも指導しているところでございます。現在，かすみがうら市におきましては，地域の教育の向上目指して取り組んでいます。今後とも議員さんのご指導，あるいはご指導もお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君。

#### ○1 番（古橋智樹君）

それではぜひ穏便にですね，対処していただければと存じます。

学校教育予算全般に関して話は戻るんですけども，統廃合も含め，子ども達が目まぐるしい社会の変化の状況もございまして，ぜひですね，ここは悠長に地道に対処していくんだということではなくて，フレキシブルにですね，率先してもう対応していただくしかないんです。すぐさま取り組んでいただくしかないと思います。今年度内に統廃合に関する指針を出すことは大いにけっこうですけども，そういうものを待たずにどんどん子ども達のさまざまなセキュリティの面から，いじめの問題から，どんどん教育振興として反映しないと，我々の対応よりはるかに先に悪い方向に進捗してしまいますので，ぜひですね，現場の校長先生と大竹教育長には，もっとまめに意見交換していただいて，対応していただきたいというふうに思いますのでどうぞよろしくお願いします。

続きまして，市長反問権を具える議会基本条例について，申し添えさせていただきますが，私も本年この議会基本条例は我々の存在意義というのは，これまでも何十年も地方自治法それから市議会規則によって運用されてきたわけですが，改めてここで流行ということの割合だけで，取り組むのはいささかそこまで当市にとって余裕のないわけでありまして。

ただし，ここでひとつですね，市長反問権ということでも来てるということですが，これは市長反問権というフレーズとは裏腹にですね，私は大変意義のあることかと存じます。

先ほど答弁にもございましたとおり，要請のあった議会，本会議だけに限らず委員会等で逆に質問するということですが，これが否定的な解釈ではなくて，正式な場で意見交換ができるという，こういうことでまちづくりにプラスになるのかなというふうに思います。別にこれは基本条例がなくても十分資することができるわけでございますので，そういうためにもですね，我々にも必要なかもしれませんけれども，市長さんを始めとする執行部の皆様にも意見交換という意識をもとにまちづくりの議論を重ねなければいけないのかなというふうに思います。我々もですね，質問されても，本音を申し上げれば，それなりの対価は担保していただく必要は，本当はあ

るかと思存じます。

続きまして、11番の財務規則等の合理性の定期調査ということですが、この答弁はあっさり本文として随時やっていますというようなことでご答弁あったわけですが、私はこれはですね、住居表示の問題と同じですね、そういう小さいミクロ的なことで質問したのではないんですよ。もっと相対的なまちづくり全般をもって質問しているんですよ。皆様が、執行部の皆さんが、歳出削減ということで日々努力していらっしゃるんだと思うんですけど、やはりここで断然喫緊の財政状況ですから、財源が足りないわけです。もっと合理化を進めなければならないという状態ですから、そういう意味で自分にノルマを課して、定期調査ということで1年に1回、国でいうならば政府の税制諮問会議、各党の税調審議会、毎年必ずやっているんです。そういうことで今自分自身の条例規則・訓令等がですね、本当に客観的に見て無駄がないのかどうかという、それからもっと法律的なものはないのかというのを考えるように本当はご答弁いただきたいかったですよね。私に限りませんが、先輩方も議会の中でいろいろ提言申し上げますけれども、一回目の質問のとおり、規則に決まっていますので、訓令に決まっていますというお決まりのフレーズ、結構聴きます。これは議会を通さずに皆さまが、市長側が執行権もっているからそれを根拠に強く仰っているのかもしれないかもしれませんが、本来はですね、差し詰め我々議会議員が理に適っていることを言っているのだったら、それを二つ返事で、例えば先般の宣誓書を直ぐ例規に載せろって、これはもう二つ返事で敬礼してやるべき対応だと思いますよ。

それから私も決算の委員会の中で会計管理者のほうに質問したんですよ。決算書の本書のほうにですね、前期それから前々期の構成比率、推移、これをやはり本編に載せるべきで、できないんですかって、別紙のほうでありますんでというような、それから規則で決まっていますというような答弁ですけど、私はそういう思慮の浅いあまりにも簡単に答弁されたんで、呆れ返ってその次言葉が出ませんでした。そのあたりをもっと深く考えていただいて、答弁いただければと思います。

続きまして、分庁舎の運用について申し上げたいんですけども、私もテレビ会議というのをあえて質問の中に入れていただいたのは、今まで答弁の中で、分庁舎運用を定義するために執行部のほうからテレビ会議等を用いて効率的にやりたいって答弁があったから、わざわざ聞いてあげたんですけど、今日の答弁は、費用対効果は全然生まれないなんて私の提案に対して反問していただいている。私が逆に恥ずかしくなりました。次回からはこのような気を使って質問したくないなど、思った次第です。

それからですね、最後になりますけれど、役所内のクライアントのストレス状況ということで、これも小さいスポット的なことだけじゃなくてですね、今特例債の事業の中でも挙げている1億以上掛けて電子決済文書管理システムやるような事業計画されているんですから、そういうことに絡んで少しでも時間置いて納得させるような答弁をしていただきたいかったというふうに思います。

最後に一言申し上げますけれども、議会基本条例の反問権ではないんですけども、坪井市長さんにはですね、公式、非公式問わず、一部の会派に限らずですね、議会と意見交換をもっと取り組むべきじゃないかなというふうに私個人的に強く思っておりますので、その中で、その意見の中で、真摯なものを選んでいただいて、かすみがうら市の歳入に結びつくような形でまちづくりとして反映させていただきたいなというふうに申し上げまして、私の一般質問のほうを終わります。

たいと存じます。

○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君の一般質問を終わります。